

# 倉敷市福祉のまちづくり条例施行規則

平成10年3月25日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設等)

第2条 条例第25条の規則で定める施設は、岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年岡山県規則第79号。以下「県規則」という。）別表第1の上欄に掲げるものとする。

2 条例第30条第1項本文の規則で定める施設は、県規則別表第1の上欄に掲げるもののうち同表の下欄に掲げるものとする。

(整備基準)

第3条 条例第26条第2項の規定による整備基準は、県規則別表第2の上欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準とする。この場合において、当該基準は、それぞれ同表の下欄に掲げる生活関連施設に適用する。

(整備基準適合の表示)

第4条 条例第28条の規定による表示は、出入口、車いす使用者が利用する便房、エレベーターその他市長が特に必要と認める項目について、当該項目が整備基準に適合する旨を直接地上へ通ずる主要な出入口又はその付近で高齢者、障害者等をはじめすべての市民が分かりやすい位置に表示して行うものとする。

(新築等の届出)

第5条 条例第30条第1項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、所定の新築等届出書に次に掲げる書面及び図書を添えて行うものとする。

- (1) 県規則別表第3の上欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面
- (2) 県規則別表第5の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める図書
- (3) 前号に掲げる図書のみでは整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(届出を要しない施設)

第6条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて行う開発行為に基づく道路
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路
- (3) 岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号）第5条第1項の規定による許可を受けて行う開発行為に基づく道路

(変更の届出)

第7条 条例第30条第2項の規定による変更の届出は、所定の新築等変更届出書に第5条各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を添えて行うものとする。

2 条例第30条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の定めのない項目についての工事内容の変更
- (2) 高齢者、障害者等をはじめすべての市民がより安全かつ円滑に利用できるようにするために行う整備基準に適合している項目についての変更
- (3) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事の完了の届出)

第8条 条例第30条第3項（条例第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出は、所定の工事完了届出書により行うものとする。

(協議を要する建築物の規模)

第9条 条例第31条第1項の規則で定める規模は、特定生活関連施設の新築等に係る床面積2,000平方メートルとする。

(新築等の協議)

第10条 条例第31条第1項の規定による協議は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに、所定の新築等協議書を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、新築等協議書の提出をもって開始するものとし、その協議が終了したときは、次に掲げる書面及び図書を提出するものとする。

- (1) 県規則別表第4の上欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面

(2) 県規則別表第5の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める図書

(3) 前号に掲げる図書のみでは整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(変更の協議)

第11条 条例第31条第2項の規定による変更の協議は、所定の新築等変更協議書を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、新築等変更協議書の提出をもって開始するものとし、その協議が終了したときは、前条第2項各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を提出するものとする。

3 第7条第2項の規定は、条例第31条第2項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(適合状況の報告)

第12条 条例第34条第1項の規定による整備基準への適合状況の報告は、所定の適合状況報告書に第5条各号に掲げる書面及び図書を添えて行うものとする。

(公表)

第13条 条例第36条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第36条第1項の規定による公表は、告示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、職員証とする。

(国等に準ずる者)

第15条 条例第46条の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人

(2) 土地開発公社

(3) 地方公共団体の組合

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日告示第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（特例措置）

2 平成23年4月1日から同月22日までの間において特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者（次項に規定する者を除く。）の第5条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは、「平成23年4月1日以後遅滞なく」とする。

3 平成23年4月1日から同年5月31日までの間において第9条に規定する規模以上の建築物に係る特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者の第10条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに」とあるのは、「平成23年4月1日以後遅滞なく」とする。